

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 185 号（諮問第 192 号）

件名：検討内容がわかるもの等の開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 2 月 17 日

2 原処分

令和 2 年 6 月 26 日（開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記 1 に掲げる自己情報開示請求について、別記 2 に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 9 月 14 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 10 月 21 日

5 審議会の結論

処分庁が、本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書において、開示された文書は、請求した内容ではないため、文書特定を正しく行い、開示をすることを求める旨主張していることから、本件審査請求の趣旨は、本件保有個人情報の特定に対するものと解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件保有個人情報の特定について

ア 本件開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」欄には、別記 1 に掲

げるとおり記載されている。

本件開示請求に対して、処分庁は、別記 2 に掲げる行政文書に記録されている保有個人情報を特定している。

イ 審査請求人は、審査請求書において、請求内容①及び請求内容②のいずれにおいても、その後の検討した内容の文書が存在するので、その分の開示を求める旨主張している。

処分庁によれば、警察安全相談等・苦情経過票は、報告者が幹部に報告し、報告を受けた者が承認の押印をした後、所属長が警察安全相談等に対する指揮をした上、決裁の押印をしているものであり、報告者が所属長の指揮を受けるまでの決裁過程において、その内容を組織的に検討したものであるといえるとのことである。

ウ 当審議会が本件保有個人情報を確認したところ、審査請求人と警察職員とのやり取りが記録されており、その内容について幹部から承認の押印がなされていることが認められた。また、指揮事項において、「適切に対応すること」との記載があることから、決裁において所属長の指揮を受けていることが認められた。

したがって、本件保有個人情報は、報告者が所属長の指揮を受けるまでの決裁過程において、その内容を組織的に検討し、その検討結果が分かる内容であると認められ、本件開示請求の内容に合致するものである。

エ 他に特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件保有個人情報以外は作成されておらず、本件保有個人情報以外には存在しないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件保有個人情報の特定については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

① 別紙 1 には

警察職員 A：ご近所トラブルということでもあり、一度検討が必要となる。と記載されています。

そこで、検討内容がわかるもの、処理経過・結果がわかる文書・私にどのように伝えたのかわかる文書の開示を求めます。

② 別紙 2 には

本職) 検討します。

と記載されています。

そこで検討内容がわかるもの、処理経過・結果がわかる文書・私にどのように伝えたのかわかる文書の開示を求めます。

稲沢署保管のもの

別記 2

警察安全相談等・苦情経過票（平成 26 年 9 月 17 日受理に係るもの）

警察安全相談等・苦情経過票（平成 29 年 11 月 7 日受理に係るもの）